

カトリック丹後教会 小教区評議会規約

前文

1888年(明治21年)パリ外国宣教会のルラーブ神父によって始まった丹後の福音宣教の歩みは、戦後、レデンプトール会の宣教活動の中で信徒も増加し、6つの小教区で教会活動が進められてきました。しかし教会内外の環境も変化し、以前のような活動が困難になってきました。

私たちはこれまでの歩みを大切にしながら、丹後の地で福音の喜びを伝えるために、1小教区になる道を選びました。信徒が神の国につながる民であることを自覚し、福音宣教を進めていく共同体となるためにこの規約を定めます。

1. 「小教区評議会」の設置について

第一条 (名称)

この会は、「カトリック丹後教会小教区評議会」と称する。(以下、小教区評議会という)

第二条 (目的)

カトリック丹後教会が、普遍教会の教えと京都司教区の方針に一致したビジョンを持ち、福音宣教する共同体になるという『共同宣教司牧』の目的のために資する運営を行うために「小教区評議会」を設置する。

第三条 (主宰)

「小教区評議会」は、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団が主宰する。場合によって、ブロック担当司祭団には司教から任命されたブロック協力者が含まれる。

第四条 (「評議員」)

「小教区評議会」の「評議員」は、次のものによって構成する。

- ① 信徒の代表として選出された「役員」
- ② 「地区」の代表者
- ③ 各部会の代表者

第五条 (評議会の会合)

「小教区評議会」の会合は、ブロック担当司祭団の招集によって原則毎月一回、定期的開催する。会合には司祭団・評議員の他、「小教区評議会」により出席を要請された者が参加する。また、必要に応じて、ブロック担当司祭団の判断により、臨時の会合を開催する。

第六条 (審議事項)

「小教区評議会」は、小教区の運営活動全般に関わる事柄について審議し決定する。主な事項は以下のとおりとする。

- ① 小教区の宣教司牧に関する基本方針(長期、短期)の作成。

- ② 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定。
- ③ 予算と決算の承認、および予算外の支出の承認。
- ④ 各種部会、任意団体等の設置や改変。
- ⑤ 「小教区評議会規約」の変更。
- ⑥ その他の重要事項。

第七条（審議決定と承認）

「小教区評議会」は、出席者の合議により、福音の精神による対話を大切にして、決定をする。決定事項は、ブロック担当司祭団の承認を経て、実行される。

2. 「役員」について

第八条（「役員」の選出）

- ① 「小教区評議会」での「役員」は、教会運営に奉仕する信徒の代表者である。
- ② 「役員」の定数は 4名 とする。
- ③ 「役員」は、「小教区評議会」の定める選出方法によって候補者の推薦を行い、ブロック担当司祭団の承認を受けて任命される。
- ④ 「役員」の任期は一期 2年とし、連続しての再任は行わない。

第九条（「役員」の任務）

- ① 「役員」は、ブロック担当司祭団と共に、小教区における『共同宣教司牧』のチームの一員として、小教区全体の運営について調整する役割を担う。
- ② 「小教区評議会」の会合の準備、議事運営、記録等を行う。
- ③ 小教区の代表として「ブロック会議」や「教区」その他の会議に派遣される。

3. 「地区制」について

第十条（「地区」）

地域における活動のため、小教区内に「地区」を設定する。地区の内容については別途定める。

第十一条（「地区」の代表者）

「地区」において代表者を選出し、代表者は「小教区評議会」に「評議員」として派遣される。代表者の選出は「地区」での互選とし、ブロック担当司祭団の承認を受ける。

4. 「部会制度」について

第十二条（部会制度）

小教区における活動のため、「部会」を設置する。これらは、「小教区評議会」で決定された小教区の方針にしたがって活動する。

第十三条（共通部会）

「教育部」「典礼部」「広報部」「施設管理部」「財務部」を置く。
各部会の活動については別途定める。

第十四条（「財務部」について）

「財務部」に関しては、業務の性質上、部員の公募は行わず、ブロック担当司祭団と役員が協議し、司祭団が指名する。

第十五条（「会計監査」）

小教区会計の決算のために会計監査を 2名 置く。

第十六条（部の代表者）

各部会より代表者を選出し、部会をまとめる。代表者は、「小教区評議会」に「評議員」として派遣される。選出は各部会での互選とし、ブロック担当司祭団の承認を受ける。

第十七条（その他の活動部会）

「小教区評議会」は、ブロック担当司祭団の承認を受けて、共通部会以外に、その他の活動部会を設けることができる。

第十八条（「任意団体」）

小教区に「部会」とは異なる活動を行う任意の団体を置くことができる。

「任意団体」は、任意の目的に従って結成されるもので、その活動を小教区の中で有機的、補完的に行うものとする。

任意団体の設置に際しては「小教区評議会」より承認を受ける。

第十九条（全員参加）

小教区の活動や奉仕を行うにあたり、小教区の信徒は何れかの部会もしくは任意団体に属することが勧められる。

5. 小教区総会

第二十条（総会の名称）

信徒全員が参加できる「カトリック丹後教会小教区総会」を行う。

第二十一条（小教区総会の開催）

定例の総会として年に一回、「小教区総会」を開く。「小教区総会」はブロック担当司祭団が招集する。また、必要に応じて、ブロック担当司祭団の判断により、臨時の総会を開催することができる。

6. 規約の発効

付則 本規約の制定、変更は、京都司教の認可を得て発効する。

付記 本規約の京都司教の認可 2016年3月22日、発行2016年4月1日

トハクニ 大塚喜直



付則

「教育部」「典礼部」「広報部」「施設管理部」「財務部」の主な活動内容

「教育部」	<ul style="list-style-type: none">○ 子ども・青年の信仰教育(教会学校担当・青少年活動)○ 信徒養成(聖書勉強会、信徒生涯学習、黙想会など)○ 求道者の教育・国際交流の推進
「典礼部」	<ul style="list-style-type: none">○ 聖体奉仕者・集会司式者・典礼奉仕者の学習、活動調整○ ミサや秘跡生活のための典礼奉仕者の調整 (例、侍者、聖歌隊、伴奏者、香部屋など)
「広報部」	<ul style="list-style-type: none">○ 教会だよりの作成・印刷・配布○ クリスマスカード発送などの対外的な広報活動○ 教会行事のポスターなど作成・掲示○ 郵便物の仕分け・振り分け・掲示○ 教会関連書籍や物品の販売・取りまとめ
「施設管理部」	<ul style="list-style-type: none">○ 敷地内の建物、施設等の管理○ 備品管理○ 清掃の計画・手配
「財務部」	<ul style="list-style-type: none">○ 小教区の財務全般に関する業務○ 教会維持費や献金の集計・小教区会計の記録など